

地球環境にやさしい社会をめざして ごみの減量について考えていこう

市では、市民の皆さんにごみについて、より強い興味と関心を持ち、減量と資源化に取り組んでいただくために、24年度から「ごみの減量などについて」のお知らせを定期的に行っていきます。

ごみの減量や資源化への取り組みは、皆さん一人ひとりが主役です。ご協力をお願いします。

詳しくは、ごみ対策課☎473・2117へ。

家電リサイクル法に伴う お知らせ

家電リサイクル法の対象となるエアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機は、法律に基づきリサイクルルートが定められているため、市では収集も処理も行っていない。

家電リサイクル法では、特定の家電製品を対象にリサイクルが義務付けられています。21年4月1日から「薄型テレビ(液晶テレビ・プラズマテレビ)」と、「衣類乾燥機」が対象品目に追加されました。この対象品目を廃棄する際には、収集や運搬、再商品化の費用として「リサイクル料金」が掛かります。リサイクル料金はメーカーによって異なる場合があります。

この対象品目の処理の仕方は、①買い替えの場合=新たに購入する販売店に引き取ってもらえます。この場合にも

リサイクル料金などが必要です(詳しくは販売店でお尋ねください)。②廃棄する場合=家電リサイクル法に該当する家電の回収業者(下表参照)にご相談ください。この場合にはリサイクル料と収集運搬料金が必要です。

不明な点など詳しくは、ごみ対策課☎473・2117へ。

家電リサイクル法に該当する家電の回収業者一覧

業者名	所在地	電話番号
有限会社 山下商事	八幡町2-11-53	473・3761
大関商会	下里5-13-20	474・5479
株式会社 東邦運輸	幸町4-6-12	474・4111
大生運輸 株式会社	八幡町3-10-8	471・1155
有限会社 常盤組	小平市天神町1-18	042・341・3524
有限会社 下田商会	西東京市西原町4-5-75	042・461・0460
有限会社 エイ・エスケイ	東村山市萩山町2-16-26-102	042・396・3116

可燃ごみの減量に 取り組んでみませんか

可燃ごみの多くは、一人ひとりが、ごみの出し方を工夫し資源化を積極的に行うことによって、量を減らすことができます。

具体的には、買い物時にマイバッグを持参し、できるだけレジ袋を使用しないことや、必要な物だけを購入するなどの習慣付けが挙げられます。

可燃ごみの中には、水分が非常に多く含まれているため「生ごみの水切りをしっかりと行う」、「紙類を可燃ごみとせず、分別して出す」ことなども有効です。

また、市では生ごみの減量を促進するために、生ごみ処理機器の助成金制度も設けています。

地球環境の悪化が叫ばれている中、ごみの発生抑制(リデュース)・再使用(リユース)・再生利用(リサイクル)という3Rを推進していくことが今、求められています。

限りある資源を有効に活用していくために、皆さんでごみの減量に取り組んでみませんか。



※生ごみは水切り

☆リサイクルできない紙類
(感熱紙・写真・ティッシュ・ワックス加工紙・カーボン紙など)

生ごみ減量化処理機器購入に 助成金を交付します

市では、ごみ減量化対策の一環として、家庭や事業所から排出される生ごみの減量を促進するため、生ごみの自家処理を前提とした助成金制度を設けています。

【対象】市内在住または市内に事業所を有する方で、生ごみ減量化処理機器を購入し市内に設置する方

【助成金額】(1)処理能力が一日当たり5kg未満の場合▽①購入金額が7000円まで=購入金額の半額②購入金額

が7000円を超えて1万2000円まで=一律3500円③購入金額が1万2000円を超えて6万円まで=購入金額の3分の1④購入金額が6万円を超えるもの=一律2万円

(2)処理能力が一日当たり5kg以上の場合▽①購入金額の3分の1の額、または30万円のいずれか低い方の額 ※いずれも助成金額の100円未満の端数は切り上げ。

申し込みは購入を証明する書類(領収書など)、認め印(スタンプ式は不可)、振込先金融機関の通帳を、土曜・日曜日、祝日を除く、午前8時半~正午、午後1時~5時に、ごみ対策課(八幡町2-10-10)、または環境政策課(市役所5階)へ直接持参してください。なお、郵送での申し込みはできません。

紙類の持ち去りパトロール 4月から実施します

最近、紙類の回収日を狙って、市や市民団体から指定を受けていない業者が、古新聞などを持ち去るケースが多発しています。

市民財産の確保のため、持ち去りが多発する早朝を中心に、古新聞を回収しながら「紙類の持ち去りパトロール」を行います。

ご理解とご協力をお願いします。



ダンボール

※ガムテープや金具をは



新聞・チラシ

※ひも(なるべく紙ひも)でしばって出してください。

☆雑紙として出せるもの

(菓子箱・はがき・窓なし封筒・本・週刊誌など)

清掃車の火災事故が 多発しています

スプレー缶などが原因とみられる市の清掃車の火災事故が多発しています。

先月の3月15日・16日にも、二日続けて同様の事故が発生しました。

これは、清掃車に積み込むための押し込み板にスプレー缶などが圧縮された際、LPガスなどが漏れ出し、そのガスに押し込み板との衝撃で生じた火花が引火したことによるものです。

16日の事故では、幸いけが人は出ませんでした。が、塵芥車の損傷が非常に激しく、大変な災害になる可能性もありました。

清掃車の火災を防止するためにも、スプレー缶・カセットボンベ・ライターなどは、必ず中身を最後まで使い切ってから、「燃やせないごみ」の収集日に、清掃作業員が発見しやすいよう、別の透明の袋に入れて、ほかの燃やせないごみと分けて出してください。皆さんのご協力をお願いします。

なお、今回の消火作業に当たり、地域住民の方にご協力をいただきました。ありがとうございました。



※ガスを抜いてから、別の透明の袋に入れて「燃やせないごみ」の回収日に出してください。



スプレー缶などが原因とみられる清掃車の火災

《今号の主な内容》

- 固定資産の評価替えが行われます
 - 障害福祉サービスの一部が変わります
 - 春の全国交通安全運動(4月6日~15日)を実施します
 - 「24年度予防接種」春の胃がん検診のご案内
- 8・7面 4面 3面 2面